

平成16年度第5回宮城県民間非営利活動促進委員会

1 開会

事務局

ただいまから平成16年度第5回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。
本日は、小島委員、鈴木委員、稲葉委員、小澤委員、大森委員から欠席という報告をいただいております。また、加藤委員につきましても30分ほど遅れるという連絡をいただいております。

では、初めに山田会長からごあいさつをいただきます。

山田会長

お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。御承知のとおり、今は促進基本計画の見直しを行っており、お互いに情報交換しながら作業をしておりますので、それほど大きな支障はないと思っています。

それから、5章の内容につきましては何かと御提案いただいておりますようで、ありがとうございます。今日はそれを基に議論を進めてまいりたいと思いますのでよろしく願います。

簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。

事務局

では、引き続き山田会長に進行をお願いします。

山田会長

議事は二つありますが、メインは民間非営利活動促進基本計画の見直しについてです。前回、1章と2章の議論をしていただきました。今日は5章の検討が中心になりますが、その前に1章と2章の経過について事務局から御説明いただきたいと思っております。

菊地NPO活動促進室活動促進班主任主査

NPO活動促進室の菊地です。前回の促進委員会で、基本計画の第1章と第2章について、事務局案について皆さんに御検討いただきましたが、その後、促進委員会でいただいた意見を基に、再度事務局案を調製しています。9月30日に、皆様に電子メールで改めて事務局案を照会をしていたところです。その事務局案についての意見を、実は本日10月15日までいただくことにしておりましたので、その意見を踏まえて改めて事務局案を調製し、皆様に電子メールで照会したいと考えております。現在はそういう状況になっているということで御了解いただきたいと思っております。

山田会長

今、事務局からお話しがありましたように、再調整中であるということで、今日、最終的なものを提示ということではなく、もう少し時間をいただきたいということのようです。前回でだいたい議論はしつくされたと思えますし、問題はそれをどう表現するかというこ

とですので、次のステップに行くことには支障はないことから、先に進ませていただきたいと思います。

それでは、本日は5章について検討するという事で、まずは皆様からいただいた御提案を基に作られた第5章の内容を事務局から御説明いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

菊地NPO活動促進室主任主査

それでは、第5章の見直しということで皆さんからいろいろ御意見をいただきたいと思えます。

お手元にある資料の1から4までが、第5章の見直しに係る資料です。資料1は、基本計画の施策体系（見直し後）ということで、事務局から提案するもの。資料2は、現行の基本計画の内容を左側に書いております。右側に事務局案として並べております新旧対照表。資料3が、民間非営利活動促進基本計画の見直しに係る提案一覧ということで、これは各委員からでた意見を一覧表にまとめたものです。資料4ですが、加藤委員から第5章の全般について御提案いただいた部分がありましたので、これについては一覧表にまとめずに独立した形で皆さんに御覧いただいた方が分かりやすいかなと思えましたので、他の委員さんの提案とは別に資料4としました。

第5章の見直しの内容に入りますが、まず、最初に施策体系について御提案申し上げたいと思います。資料1の民間非営利活動促進基本計画施策体系（見直し後）というものを御覧ください。

これは、基本方針と施策、施策と事業ということで記載していますが、今回見直しを行うにあたり、現行の基本計画の第3章部分の基本計画の方向性と基本方針の部分、また、現行の第5章の施策と事業について整理をしてはどうかという提案です。この資料1の印にも書いていますが、現行の基本方向と基本方針を一本化しました。資料1の基本方針には、一つは、NPO活動の支援・促進。もう一つは、NPOとのパートナーシップの確立ということで、大きな括りでこの2本柱にしてはどうかという御提案です。

その下に、それぞれ施策や施策と事業という形で貼り付けてみました。まず、基本方針1のNPO活動の支援・促進ですが、こちらについては具体的なNPOの活動の支援・促進という面で、施策のところですが、一つは「1 NPO活動の促進体制の整備に関する施策」、もう一つは、「NPOの自立促進に関する施策」ということで、この支援・促進を二つの施策に分けております。この区別の理由ですが、1の促進体制の整備というのは、県全域でNPO活動を促進していくという大局的・総体的な取り組み。2の自立促進施策の方は、各NPOの実態に応じて個々のメニューの支援策ということで、このように整理してはどうかという観点から施策を二つに分けたものです。

その右側には、それぞれ施策と事業を記載しています。1の促進体制の整備につきましては、1)として、現行でもNPO活動中核機能拠点の関係が記載されていますが、みやぎNPOプラザができていますので、その機能の充実を掲げています。2)として、各地の中間支援センターの整備・促進を図っていくべきではないかということ。また、全県的なNPO活動の促進ということであれば、3)の中間支援組織への支援もはずせない部分ではないかということ、大局的・総体的な部分についてはこれら3つの施策と事業を並べています。

次に、2のNPOの自立促進に関する施策です。これは、個別のメニューという話をしましたが、1)として、「広報・啓発・情報」。ここは、現行では「広報・啓発」のところですが、NPOに対する情報の提供も重要な部分だと思いますので、このような形にしました。2)としまして「人材育成」。3)の「財政的な支援制度の充実」ですが、これにつきましては、皆さんに基本計画の体系というものをお配りしていますので、そちらの資料を1枚めくっていただくと、「NPO活動の促進のための施策と事業」ということで事業が記載されています。財政的な支援制度の充実というところは、現行の「支援・促進に関する施策と事業」の「3)資金的に支える仕組みの整備」と「4)財政的支援」を一本化しています。それと、4)の「地域におけるNPO活動拠点の整備・促進」を新たに盛り込みました。この部分については、後ほど第5章の中身の部分でもう少しお話ししたいと思います。今、県有遊休施設等の有効利用によるNPOの活動拠点づくり事業を行っていますので、それを4)で示したいという考えです。

また、資料1に戻っていただきたいのですが、「2 NPOとのパートナーシップの確立」という括りですが、これは施策レベルで分ければ連携とされていましたが、パートナーシップの推進に関する施策という部分と、行政以外ということで、「NPOと多様な主体とのパートナーシップに関する施策」という2本に分けてはどうかということから整理をしています。

ここの中で、施策の3の「NPOと行政とのパートナーシップに関する施策」につきましては、3つの施策と事業があります。1)の「行政情報の公開と提供及び政策プロセスへの参加機会の拡充」ですが、これは現行の「パートナーシップの確立に関する施策と事業」の「1)行政情報の公開と提供」、「2)政策の各プロセスへの市民やNPOの参加機会の確保」、「3)各種審議会、委員会、公聴会などへの市民やNPOの参加促進」をまとめてはどうかという提案です。また、2)ですが、「事業実施における協働の推進」という形でまとめています。これも、現行の「4 各種事業の協働実施や連携・協力」、「5)NPOへの業務委託等の推進」をまとめました。業務委託を独立させるのではなくて、協働に盛り込んではどうかという提案です。それ以外に「3)中間支援組織との連携」として、NPOと行政とのパートナーシップの推進に関する部分についてはこの3つの施策と事業を並べております。

また、「4 NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進に関する施策」については、現行どおりの項目ということで、「1)議会」から「6)広域的な連携」ということで6項目を施策と事業として整理しています。

事務局としては、今回この第5章の見直しにあたり、このように施策体系を見直してはどうかという観点に基づき、これから説明していく第5章の内容を考えてみました。

続きまして、資料2を御覧ください。資料2は、現行と事務局案の新旧対照表です。資料1で施策体系の見直し案を出したわけですが、そこの中で、現行の「第4章 施策の体系」は第5章にどのような内容が書かれているかの説明部分であることから、今回の見直しにおいては第4章を削除する方向でどうかということも事務局から提案させていただきたいと思います。本来は、今日は第5章についての見直しなのですが、第3章、第4章に関わってくる部分がありましたので、こういった形で御提案させていただきたいと思います。

それで、資料2ですが、変更後(案)の部分が事務局案です。さっそく間違いがあるの

ですが、「第5章 施策と事業」と書いていますが、今の私どもの提案からすれば、この第5章は第4章に繰り上がることとなります。それと、「第3章の施策の体系に基づき」と書いてありますが、第3章については基本方針についての説明になるので、ここについては、後で正式に文章を直したいと思います。今は、第3章の施策の体系に基づきと書いていますが、ここは「基本方針に基づき」となると考えております。

それで、1から4まで、これは今お話ししました資料1の施策の部分を記載しています。1としまして、「NPO活動の促進体制の整備に関する施策」の1)でプラザの機能の充実というところですが、基本計画を策定した時はまだプラザができていなかったため、「プラザを設置し」となっておりましたが、平成13年度にプラザを設置したことから、今後はいかにその機能を拡充していくかということがポイントだと思います。

それで、第3回目の促進委員会でも資料として出していたのですが、基盤整備機能と場の提供機能という2つの項目で、それに張り付くそれぞれの機能。例えば、情報提供機能とか相談・コーディネート機能、調査研究機能、地域連携機能。これらが基盤整備機能なんです。もう一つは場の提供機能ということで、共同利用機能、交流機能、ふれあい機能、事務スペース機能ということで、現行の基本計画よりは細かくなっていますが、これらの機能を記載しています。

また、それらの機能以外に、NPO主体の運営ということで、指定管理者制度の導入について触れています。3ページのところでは、みやぎNPOプラザ運営協議会を引き続き設置していきますということをここで明記をさせていただきました。

次に、「2)各地の中間支援センターの整備・促進」ですが、左側にありますとおり、NPO地域活動拠点の整備ということで、モデルとなる拠点の整備、市町村との連携というのが現行の計画を策定した時にあったわけですが、県内いくつかの圏域でそういった中間支援センターが整備されている状況にあります。ただ、第2回の促進委員会で課題を抽出した際にも出しましたが、各地の中間支援センターといってもまだ設置されていない圏域もありますので、そういったところの整備・促進については協力していくべきではないかということから、整備・促進に協力しますと記載しています。

「3)中間支援組織への支援」ですが、現行では、多様な中間支援組織の育成支援と中間支援組織への業務委託となっていますが、今回の事務局案としましては、中間支援組織への支援の必要性について記載をし、ノウハウを持っている組織を支援していくことが全県的なNPO活動の促進にも繋がるであろうという観点から、1の3)として盛り込んでいます。

続きまして、「2 NPOの自立促進に関する施策」についてですが、ここについては先ほどお話ししたとおり、全県的・大局的な部分というよりは促進・支援の個別のメニューについて表すという形をとっています。

「1)広報・啓発・情報」というところですが、NPOについての基本的な理解はもちろん、活動内容を紹介するなどより具体的な理解を得るための広報・啓発事業を行うべきではないかということ。また収集したいろいろな情報があるわけですが、そういったものをNPOに対しても提供していく必要があるのではないかということから に盛り込んでおります。 については現行どおりです。

「2)人材育成」については、基本的には文章を修正しました。 の「講座開催に当たっては、企画内容、実施に関して中間支援組織との人材交流の促進に留意しつつ、連携を

図りながら進めます」というところの、「人材交流に留意しつつ」という内容を盛り込んでいます。基本的にNPO同士の人材交流が行われていけば人材育成にもかなり資するところがあると考えておるのですが、提案した側でこういうのもおかしな話ではあるのですが、こちら側でも考え方や表現の仕方、人材交流の促進というものを県がリーダーシップをとってやっていくところまで必要かどうかということも若干不安な部分もあるのですが、今回はこのような文章で提示したいと思います。このへんにつきましては、皆さんにもいろいろと御意見をいただきたいと思うところです。

次に、「3）財政的な支援制度の充実」について、具体的な中身については5ページ目です。では、みやぎNPO夢ファンドのことについて、設立の経緯というか、平成13年度からいろいろ検討した結果導入しているということ、また、中間支援組織との協働によって運営しているということを明示した上で、今後もNPOに対する資金支援を行いますということを述べています。

ですが、詳細につきましては後ほど御説明しますが、NPOに対する活動資金の融資制度が必要ではないかという考えから、実は平成17年度の事業として「みやぎNPOサポートローン」の立ち上げについて調整しています。夢ファンドと融資の二本立てでの資金支援を盛り込んでいます。

は、現行計画では4ページの3)の ですが、NPO法人に対する優遇税制の導入を国に働きかけると同時に、地方税に関しても検討し、可能なものから導入していきますというふうに記載していましたが、認定NPO法人であれば寄附税制の優遇措置があるので、認定NPO法人の要件が緩和されることによって優遇措置の拡充ができることから国に働きかけるほか、県税の優遇措置も実際に導入されていますので、その優遇措置に関する普及啓発を促進していくことを謳いました。

は、「NPOの自立促進の観点から、助成金や補助金等、規制等のあり方について検討を行います」ということで記載しています。助成金や補助金についてはいろいろなメニューが出てきていますが、それ以外の規制の部分について、NPOの自立促進の観点からあり方の検討ができないかということ記載しました。

続きまして、「4）地域におけるNPO活動拠点の整備・促進」。これにつきましては、先ほども申し上げましたが、現在、県で行っている県有遊休施設等の有効利用の関係ということで、現時点で事業が動いていますので、それについて触れています。

次に、「3 NPOと行政とのパートナーシップの推進に関する施策」について御説明します。

先ほど申し上げましたが、現行の1)から3)までをまとめてはどうかということで、これを から までの3つに分けています。基本的に、政策プロセス全般に市民やNPOが参加できるように情報の公開や提供に努めること、 として、パブリックコメントなどを通じて政策提案能力等を十分に引き出す形での政策立案への参加の機会を拡充すること、 として、現在も県の中で行っているところがありますが、公募等を通じて市民やNPO関係者の各種審議会等への参加を促進するということ、基本的には、現行の基本計画の内容とさほど変わったところはないのですが、 から までまとめてみました。

続きまして、6ページをお開きください。「2）事業実施における協働の推進」というところですが、これも先ほど申し上げたとおり、現行の4)と5)をまとめたものです。

の中で、様々な協働の形態があることに触れています。

は業務委託の部分ですが，NPOの特質を考慮して，平成13年3月に定められたNPO推進事業発注ガイドラインの活用をもっと図っていくべきではないかということで，ガイドラインを活用し，NPOと行政の対等な関係に留意しつつ，公正な選定等による適切な業務委託を推進しますということで，文章を修正しています。

次に ということで，これはNPOとの協働に当たってはマニュアルの整備や意見交換などが大事ではないかということで，協働しやすい環境作りを目指すべきであろうという観点から，県職員研修を実践的なメニューを取り入れながら行うなどしつつ，各課・部局での協働の取り組みを促進していくということ。また， で，NPOとの協働結果について，以前，促進委員会でも皆さんに提示したNPO推進事業評価シートに基づき事業評価を行って，よりよい協働の成果が達成できるように努めるということを謳っています。

3)の中間支援組織との連携なんですが，ここの部分については皆様からいただいた中で削除してもいいのではないかと御意見もいただきましたが，中間支援組織との連携については重要な観点ではないかと考えたことから，さらりとした書き方ではあります項目を残しました。

最後に，「4 NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進に関する施策」ですが，ここでの大きな変更点は2)の市町村に関する部分です。これも，NPO活動実態・意向調査において，市町村の取り組みなどについての不満の声が高かったということから，今後，市町村におけるNPO活動の実態を県で定期的に把握する必要があると思えますし，その実態を見ながら，なお，その地域でのNPOの活動が活発化するように基盤整備の促進に協力していくべきであろうというふうに盛り込みました。

次に「3)企業」のところですが，備考欄で現状を追記と記載しています。基本計画の検討時と比較し，NPOと企業との連携や社会貢献活動を独自に行っている企業がだいぶ増えてきている状況にあります。そういったことから，NPOとの連携がさらに進むように情報の提供などを今まで以上に促進していくということをも で述べています。また，においても，企業によるNPO支援や企業とNPOの協働の事例を紹介していくということで，この二つの内容を提案したいと思います。

4)，5)，6)については，特に変更はしておりません。ただ，「6)広域的な連携」につきましても，実は皆さんからいただいた意見の中には削除してもいいのではないかといいものもありました。確かに，全国的，国際的な連携を推進しますということで，宮城県が主導となり全国的な連携を推進していくのかということ，文章的にはおかしなところもありますが，国際的な連携の話として，環境生活部の国際交流課において，デラウェア州との交流事業があり，今年度の主要事業の中にNPO派遣事業を載せています。現在はまだ派遣はしていませんが，事業として取り組んでいる最中ということから，6)は残しておいてもいいのではないかと思います，現行どおり残しています。

若干分かりにくい説明の部分があったかと思いますが，第5章の事務局案についての説明は以上です。

山田会長

ありがとうございました。それでは，第5章の検討に先立ち，施策の体系について提案どおりでよいかということを確認した上で第5章の具体的な検討に入りたいと思います。

事務局の提案としては，施策体系を整理した方がよいのではないかとということで，資料

1のように整理をしたということ。それから、第4章が施策の体系を示すだけの章だったことから、これは前の章につけるなどして4章そのものはいらぬのではないかと二つの内容が含まれています。

ここでの検討方法として、第1章と第2章は考え方の部分、第5章は具体的な施策ということで、第3章と第4章は後にしようということで進んできましたが、第5章に入る前の体系のところ少し確認をし、それから第5章に入った方がよいという趣旨だと思います。施策体系をこのような形でまとめつつ、施策そのものはあまり変わらないようすが少し整理をしたということで、このようなことでよしいかどうかの議論をいただいた上で5章の内容に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。基本方針を二つ、施策をそれぞれ二つずつ、施策と事業として、それぞれ細項目を挙げるというやり方ですが、いかがでしょうか。

加藤委員

遅れてきて申し訳ございません。このようにすると、基本的に第3章の書き方もこれでいくと。今、第3章を審議しているのと同じことになるということですね。第3章のことをこう決めて、第5章を第4章にするということになると理解すればよろしいですか。

菊地NPO活動促進室主任主査

はい。そうです。

山田会長

どうでしょうか。もちろん、この場で全部決めなければならないということではなくて、第5章をやってみて、具合が悪いというのであればまた戻ればよいと思います。とりあえず大枠はこうすることで先に進ませていただいてよろしいですか。

それでは、基本方針と体系については概ねこういうこと。そして、第5章は第4章に繰り上げていく。また、第5章の中身についてですが、それぞれお気づきになったところから御意見をいただきたいと思います。委員の皆さんから御提案が出ていますので、ご自分の提案内容との関係で意見を述べていただくのでも結構だと思います。まずは、意見をいろいろ出していただきたいと思いますので、よろしく願います。

では、私から先に述べますが、4ページの2)人材育成のところの で人材交流のことを提案してここに入れてもらっております。 を読むと、「講座開催に当たっては、企画内容、実施に関して中間支援組織との人材交流の促進に留意しつつ」とあるのですが、人材交流は必ずしも中間支援組織ではなく、普通のNPOとの人材交流もあっていいような気がするのですが、いかがでしょうか。

菊地NPO活動促進室主任主査

基本的には、NPO間の人材交流には限らないでも、例えばNPOと企業など幅広い人材交流もあると考えています。確かに人材が交流され、その中でいろいろな情報が共有されることで人材が育成されていくという考えはできると思います。先ほど、私の説明もしどろもどろになったところがあったのですが、その考え方というか、盛り込み方もあるのですが、基本的にはNPO間の人材交流はいいことだと思いますが、具体的に県の施策

として人材交流を県主導という形にしてしまうこと，そこまで県が取り組んでいく必要性ということについても，皆さんの意見をいただきたいと思ったところがあったのですが。

山田会長

私の本音としては，県の職員ももっとNPOで研修してはどうかという意味も入っています。幅広く，人事の交流というものがあってもいいのではないかという意見です。

菊地NPO活動促進室主任主査

例えば，この「2NPOの自立促進に関する施策」の2）人材育成は，どちらかといえば，県職員というよりはNPOの方々の人材育成という面なので，NPO側の人材育成という観点から見た時に，どういう言い方ができるかということなんです。

佐藤NPO活動促進室

今の山田会長の御指摘のように，県職員もNPOにインターンシップするなど，いろいろ勉強をしたらどうだということになると，次の柱のパートナーシップの方にも入ってくるとも思いますので，NPOのスタッフの方々の人材育成の部分とパートナーシップ推進という観点からの県職員の意識啓発とに分けて整理したいと思います。

山田会長

そうですね。その部分を配慮していただきたいと思います。

大久保委員

人材育成の については，個々のNPOのマネジメント能力の強化を図るための講座を開催するということで， では，県は，講座を開催するとき中間支援組織の強化をするための中間支援組織を対象としたという，一般のNPOと中間支援組織の二つを対象としていますよね。それで， はその講座を県が開催するに当たってのスタンスを話していたのかなと私は理解していたのですが，どうだったんでしょうか。

要するに，講座の中身のことなのか，開催するに当たってのスタンスなのか，そこをもう少しはっきり分かるように書いていただいたらいいかなと思います。

山田会長

では， は整理をしていただくということをお願いします。

他にはいかがでしょうか。

櫻井委員

資料1の体系図を見ると，基本方針の1は支援・促進という表現なんですけど，施策に移ると支援という言葉が消えるんですね。私は，自分の提案文書を送った時には，支援・促進という言葉を残して書いたのですが，支援と促進は何がどう違うのかということ整理したいところです。やはり，促進というのは計画がある程度進んできている中での見直しですので，これまで育ってきたNPOの人達にもっともっと前進してもらおうという意味合いがあると思うのですが，県内全域を見渡せばまだまだこれからということもあり，

そういう意味では支援という意味合いは大事ではないか。それで、具体的な施策と事業を見ますと、支援という言葉は中間支援組織への支援。それから、2の3)の財政的な支援制度というところに入ってくるのですが、特に施策の1に、NPO活動の支援・促進体制の整備というふうに支援という言葉を残せないかということです。

加藤委員からの提案でも支援という言葉がなくなっているの、きっと意味があるのかなと思ったのですが。細かいことですが、皆さんの意見を聞きたいのですが。

山田会長

その前に、なぜ支援という言葉がないかということをお私から説明し、それから議論していただきたいと思います。

なぜ支援という言葉が当初あまり使われなかったかということ、行政がNPOを支援できるのかどうかということが当初は非常に疑問視されたわけなんです。ですから、支援という言葉を使わず、促進という言葉に全て含めようという意味があったんです。今、櫻井委員が言われたように、支援という言葉を入れてもいいような気もしますが、そのへんは皆さんに御議論いただきたいと思います。

加藤委員

今、山田会長がおっしゃったように、計画を最初に作る時点では、支援という直接的に団体側が何かしてもらえんと思込むケースが非常に多かった。福祉の領域における補助や、あるいは政策的な取り組み上でお金を出していくなど、支援や関わりがいろいろあると思うのですが、NPOそのものの全体の活動の支援・促進の基盤整備に関わる、全体に関わる仕事をこの環境生活部並びにプラザはやるべきだと考えていて、割合に支援という言葉が誤解が多いので、私が提案したものから支援という言葉をなるべく少なくしているというのは、最初の考えを継承しているということです。

櫻井委員

今の会長と加藤委員のお話しで了解するんですね。つまり、支援というのは、そういう仕組みを作るといふ意味だと私も捉えているんです。ただ、分かりやすさも大事というのが一点と、もう一つは施策の2、「NPOの自立促進に関する施策」。これはなかなかいい表現だと思ったのですが、しかし、逆の言い方をすると、自立を促進していくわけですから非常に重たい課題でもある。ですから、ある程度、今進みつつあるNPOの人達が対象だと思いますが、やはりこれから始める人達を念頭に据えた時に、特に1のところは、みやぎNPOプラザを中心とした中間支援の役割が中心だと思いますので、そういう意味で支援という言葉を残してはどうかと思ったのです。こだわるところではないのですが、どういう意図でこうなったのかをお聞きしたかったので、もし、皆さんが了解であればこのままでも私は結構です。基本方針の中に支援・促進とありますので問題はないと思うのですが、見る人によっては促進という言葉の意味をどう捉えるかということ。非常に奥の深い意味なんだということが今も分かりましたので、このままでも結構だと思います。

木村委員

今、加藤委員がおっしゃったように、支援という言葉はそろそろいいのかなと思ってい

ます。やはり、地域の中間支援をしていると、当初は本当にやりたいけれどもどうやっていいのか分からないという相談案件が未だに続いており、結局のところ、NPO活動をして一つのグループなり法人なり団体を作る時には、それなりの社会的責任や、自立して運営していくマネジメント能力を含めたいろいろな意味での力がなければできないということも自覚していただくことも大事だと思います。自分も会社を経営していて法人を運営する、若しくは法人ではなくても、民間であっても団体を立ち上げ運営していくことに対して行政がもう少し厳しさを持ってもいいのではないかと。会社に対しては厳しいのですが、NPOに対しては非常に優しいというのは、もういいのではないかと思うところもあるので、そのへんは各地の中間支援でも悩むところなんですけど、あえて県の方ではこれくらいの位置づけでよろしいのではないかと思います。

藤田副会長

大勢が、支援はいらぬのではないかと意見に傾いているようなので、それはそれでいいと思うのですが、私の意見としては、やはり支援という言葉は必要かなと思っています。もし、入れるとするならば、2のNPOの自立促進のところにはNPOの支援と自立促進に関する施策と入れた方がいいのではないかと思います。なぜならば、3)に財政的な支援制度という言葉も入っていますし、NPOは自立まではなかなか難しいかなと思いますので、やはり言葉は残した方がいいと思います。

大久保委員

私も、支援は残したい方です。現実として、まだ、支援という言葉がすんなり出てくるような活動がすごく多いです。下の施策と事業の中でも支援という言葉が随分出てくるわけなので、ここで「1 NPO活動の支援・促進」と書いていて、次の段階で支援がなくなるというのではなく、入れておいた方がいいかなというのが私の意見です。

加藤委員

イメージとしてなんですけど、例えば資金支援を、財政的支援をしますと謳うのではなくて、もう少しニュアンスをはっきりさせるといいと思います。民間側の資金支援の仕組みやこういうものの仕組みを準備しますということが県の計画なんです。あくまでも県が支援しますというイメージではなくて、その仕組みをその制度や仕組みの中でチャレンジして利用してくださいということになるのかと思って、右側の中でも支援制度とか支援組織とか支援組織への支援1の3)は気になるのですが、むしろ支援組織との連携の方がいいところもだいぶあるのではないかと感じます。なので、いちばん上には支援と促進で、自立促進に関する施策の中に当然ながら支援というのも今までおっしゃっていただいたように入ってるような感じというか、そういうふう全体が書けるとすっきり分かるのではないかと思います。

山田会長

支援促進というふうに基本方針や施策で謳ってもいいが、施策の中身については正確に表現すべきであろうということですね。それに加えて、第1章から第3章のどこかに、支援促進に係る定義を整理するというところでよろしいですか。基本的には、基本方針や施策

では、支援という言葉を入れ、もう少し正確に表現するということによろしいですか。

加藤委員

私が提案した最初の部分の第5章の書き方はこういう書き方なんです。活動しやすくするための基盤整備に資するため、次の事業をやりますという1行が入っているのですが、そういう意味がすっきり分かればいいかなという意味です。そうすれば、いろんなところでは支援が入っていますが、基本があればおさえられるかなと思うんですね。

山田会長

その部分を前のほうできちんと断るということですね。
それでは、他の件はいかがでしょうか。

櫻井委員

3ページで、プラザの運営協議会の記述についてですが、設置条例の中には運営協議会のことはないですよ。計画の中で謳っているだけなので、ここが表記としては非常に重要だと思います。この3ページの文言を見ると、「引き続き設置し」なので、今までやってきた運営協議会をそのまま継続するというふうに捉えると、指定管理者制度に移行する意味合いが薄れてくると思います。つまり、協議会の権限がどういうものなのか、今までのももよく分かりませんが、指定管理団体がかなり裁量を大きく持って運営できるということが指定管理者制度の一つの魅力と考えた時に、何をこの協議会はやるのかということと指定管理団体との関係をつめておく必要があると思います。それと、もう一つは、運営協議会という表現が少し重いということです。指定管理者制度に移行した場合のことを考えると、このあたりは議論が必要ではないか。今日、この時間の中では難しい、重い内容かもしれませんが、お願いします。

山田会長

私も気になっています。ぜひ、時間の範囲で御意見や御議論をしていただければと思いますが、どうでしょうか。

青山NPO活動促進室長

今、櫻井委員からプラザの運営協議会の件を御指摘いただいたわけですが、今のプラザの運営協議会はプラザの県事務局で設置していますが、指定管理者制度に移行後は、指定管理者の自主的な取り組みとして運営していただくことを期待しています。あえてここに書いたのは、指定管理者制度の導入について7月に御議論いただいた時に、指定管理者団体1団体が運営を担うが他のNPOや県も含めてきちんと運営に参加するなど、そういう人達で協議したものを指定管理者はきちんと尊重するなどし、より幅広い意見を捉えた運営にすべきだという御意見がありました。県としてもそのとおりだと考えています。

そういう意味から、重い機能を持っていると思いますので、こちらもあえて協議会という名称を維持させていただきました。御議論いただきたいと思います。

櫻井委員

今のお話しだと、指定管理団体がこの協議会を組織化するということですか。「プラザの運営、基本方針、事業の実施に関して審議を行い、より効率的・効果的な運営に努めます」と書いてあるのを読むと、協議会が運営しているように読みとれてしまうのですが、指定管理団体がより効率的・効果的な運営に努めるために協議会を組織して意見を聞きますという意味ですね。そこを分かるように書いた方が良くないのでしょうか。組織化する主体がよく分からない。県がやるように見えてしまいます。協議会が効果的な運営をしているようにも読みとれるので、そこは整理が必要ではないかということですか。

山田会長

受託した指定管理者が主語になるように記述することでよろしいですか。

藤田副会長

その場合に、第三者評価としてこのみやぎNPOプラザ運営協議会を置くという文言があった方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

青山NPO活動促進室長

確かに第三者評価機能的な位置づけをという御意見もありました。しかし、実際は運営協議会は第三者の方が関わるのですが、今のプラザの運営協議会と同様に事務局たる指定管理者自身も入り、運営主体とその他の関係者で協議するので、第三者的というほど離れているかということについては疑問だったので、この言葉は原案では使用しませんでした。

山田会長

そうすると、NPOでいえば理事会のような機能になるということですか。

加藤委員

評議委員的な機能。

山田会長

そうですね。評議委員会的な機能。運営評議会というニュアンスの方がよいのではということですか、どうでしょうか。

渡邊環境生活部次長

それで結構だと思いますが、ここで県の方向性について二、三、情報提供したいと思います。

この、第三者を入れた懇話会的な協議会の要綱設置は、地方自治法上好ましくないということで、今後は条例できちんと設置をし、要綱で設置をすることはしないという方向性が強く打ち出されつつあります。

それから、運営協議会にするか、運営評議会にするか今考えていただきたいわけですが、県としては、指定管理者の募集要項の中でこれを置くことは要望したいと考えています。県の姿勢として、皆さんの声を受けて、導入していただくということを指定管理者に要求致します。設置主体は指定管理者で、規約などを作って設置していただくこととなります。

武田みやぎNPOプラザ館長

この文章を私も初めて見たのですが、今の運営協議会と変わらない書き方をしているので私自身も疑問を持ちました。名称については運営協議会ではなく、もう少し親しみやすくしたほうがいいと思います。

また、引き続きという言葉を使っていいのかということに疑問に思いました。それから、プラザの運営協議会の中でも、会に利用者の声を充分反映できるようにしてほしいという声が出ていることから、指定管理者が協議の場を持つのであれば、利用者もきちんと位置付けてメンバーにすべきと思いました。

山田会長

はい。まずは、「引き続き」という言葉はとった方が良くということ。それから、名称についてはもう少し議論していただくにしても、もう少しなじみやすい言葉を使ってはどうかということ。充分活用されるためにということの他に、利用者の目線が入った運営をするということ。最初と最後のは、文章で工夫していただければいいのですが、協議会と評議会ではどちらがいいですか。

大久保委員

運営協議会となると、主体として全て決めていく形になるので、評議会の方がより実態に即している気がします。

山田会長

では、この確認は、まずは利用者の目線で「引き続き」をとる。組織の表現は「評議会」。以上のとおりをお願いします。

他はいかがでしょうか。

佐々木委員

一般のNPOの人が見た時の意見だと思うのですが、言葉が長いのでよく分かりにくいんです。途中に句点を入れていただいて、長い文章を書くときにニュアンス的に分からない部分が結構あると思います。この部分でも、「協議会を設置します」と切っていただくと私たちも理解しやすいのですが、長いと分からないというのが正直なところあります。

次の、「中間支援センターの整備・促進」というところも、文章は一つなのですが、よく見ると文を分けることができますし、そうするとニュアンス的に何を言いたいのか、普通の人々がさらっと理解できるのですが、長いと、さらっと読んで分かりません。その点、もう少し分かりやすい文章を書いていただきたいと思います。

山田会長

文章を切っても差し支えないところというか、内容に支障のないところはなるべく切っていただきたいと思いますという要望ですので、配慮願います。

他はいかがでしょうか。

櫻井委員

5 ページ目の、「財政的支援制度の充実」の、助成金・補助金のあり方についての検討の記述なんですけど、県内の市町村の中で市民活動支援の施策づくりをやって必ず市町村レベルに行きますと、予算規模が小さいこともあり、他県の例でも助成金・補助金の見直しは一番議論しているということもあります。それで、少しここの表記が弱いという感じがします。まず、「検討を行います」というのを「見直しを行います」とかもう少し強められないかということ。加藤委員の資料の3 ページにも同じような趣旨での記述がありますが、これは分かりやすいと思うんです。文章になっているので、加藤委員のが一番いいのですが、私もここは気になっています。

それから、の表現全体をとおして、加藤委員の文章にもあるように、県が従来持っていた助成金・補助金の見直しということで、県が今まで地域や市民に出していた助成金・補助金のあり方について検討・見直しを行うということなので、もう少し肉付けできないかということ。これは、県のNPO活動促進室だけではなくて、全てのセクションにまたがった補助・助成の見直しということだと思いますので、ここはもう少し強調していただきたいと思います。これは、NPO活動促進室がNPOと協働するのではなく、各セクション・分野ごとの協働というのが具体的・現実的な形ですから、県行政全体としてNPO自立促進の観点から見直していくということなので、もう少し表現の肉付けをして欲しい。また、検討は今までもやっているはずなんですね。行革の議論が県の方でどうなっているのか私は詳しくは承知していませんが、検討よりもっと踏み込んで見直しを行いますというような、次のステップに行くくらいの表記があってもいいのではないかと。市町村レベルでは、もう少し踏み込んだ表記になっているのではないかとということで、御意見申し上げます。

山田会長

かつての議論では、もう少し具体的に再編とか統合とか、そのような話も出て来たと思いますので、もう少し踏み込んでいただきたいというのは私も賛成です。

青山NPO活動促進室長

確かに助成金・補助金はいろいろな部局がいろいろな観点で作っています。NPOが対象になるものならないものがあるのですが、具体的にどういう見直しを想定しているのか、方向性を教えていただければこちらも作業がし易いのですが。

山田会長

当初、この議論を始めた時、各部局・各課でいろんな補助金が出ていますが、それをもう少し再編成し合理的にした方が効果が上がるのではないかとということで、仙台市でもその作業をし、どこの部局がどういうお金をどこに出しているのかという一覧表を作ったことがあります。結果的には、それは作っただけで、再編の作業には行きませんでした。ですから、一つ一つの補助金というのは、見直すともっと有効に使えるのではないかと意見はずっと出ていましたので、そこまでやるのは大変だと思いますが、そろそろやるべきだと思います。

木村委員

今、私の所属している団体でも、いただいている補助金があります。地域づくりの助成金で、100万円の事業をする中での50万円の補助というプランです。結局、半分は自前がないとできないというところがポイントで、石巻市でも必ず問題になるのが、それくらいの資金を持っているところが法人であってなくてもどれくらい団体としてあるのかということ。そのようなことが多くて、市が窓口だったので、私たちも何度か市の推進課にその助成金の話をしに行きました。半分以上を自分たちで調達して、その資金規模でやりたいのだけれども、それがなかなかできなくて苦労しているところがほとんどで、それでいつも申込が同じ団体になるということが石巻ではあるんです。

たぶん、よかれと思って大きな助成金をいただけるチャンスをくださっていると思うのですが、それなりにそろそろ問題が出て来ているのが現実なので、もう少しその部分を市の窓口の方に問い合わせてもらって、又は地方県事務所でも把握してるはずなので、そのへんを聞いていただくとより分かるかと思います。

大久保委員

情報発信をする関係で、助成に関する情報をたくさん集めてます。もちろん、県や市、それから一般の助成団体などを見ていますが、県でも、NPOを対象とする助成はたくさん公募されるんですが、たぐっていくとお金の出所が違うんですね。これが、私たちNPOにとっては部署が違っていると映るのですが、やはり一元化された情報が出されたことで、きっとそのへんが見渡せるのではないかと思うのがあります。それから、難しいなと思うのが一つ。NPOだけが対象の助成だけではなくて、例えば福祉系ですと、社会福祉法人とか結構大きな団体向けの一元的な助成金があると、そこまで見直すのかとなるとすごくおごごとになることがあるんです。意外とそういうところに、もう一回見直したらと思うところがあったりするのですが、できればNPOにとっては行政が出す情報を一元化していけるような形で。出しているお金を一元化できるわけではないという部分はあるのですが、NPOに対しての助成ということであると、そういった形での整理があったら、NPOにとってはとても楽になるし、情報を得やすいということはあると思うんですね。ただ、見直すというところが、私もどの程度なのか分からないところです。

加藤委員

補助金は、基本的には国のルートで来ているものは勝手に見直せないもので、基本的には国の金のひもがついているものは現行のお金の出し方しかできない。国が変わらないと変わらないということ。県の金で行っているものについては可能性がある。それで、どういう方向で見直すべきかという点では、仙台市や我孫子市やいくつか今各地で出ているケースは、一つは、固定的に特定の団体にいき続けているもの。それから、行政が事務局を抱えこんでいるような形で出し続けているもの。これらについて見直そうという話がどうしても出てくるということですね。新規参入を阻害している可能性があるということ。それから、固定化しているために内容がだんだん形骸化しているということ。実際、私のところで、いろんな形で漏れ聞いているのでも、長年に渡って出ているために、実際に事業がないところに100万円単位のお金が補助金が出ていて、事務局で適当にごまかしているとか。申し訳ないですが、そういうケースを漏れ聞くことがあるわけですね。そのへんは、

善意で出ていても固定化することの弊害が大きいので、基本的には直轄の部分に関しては公募制で、古い団体も新しい団体も新しく競争環境に参入できるということにできるだけ一元化をしていこうという流れが全体の流れだと思います。

だから、見直しができると思います。それで、ごく初歩的には、大久保さんが言ったように、そういう情報自体を今のままであっても、基本的にはきちんと情報提供をすることができればいいのかなと。さっきのパーセンテージの問題は、私はやっぱり自助努力で。手持ちはないに決まっているので、自前で集める努力と、100万と言われたから100万申請するのではなくて、50万とか30万を申請してもう30万を自力で集めるということもまた一方では必要だと思います。それが、分野別それぞれで個別に、国と無関係なのに非常に個別に行われているところはうまく見直していくと大幅に変わってくるのではないかということです。見直しのイメージとしてはだいたいそういうことになると思います。

もう一つは、中小企業支援など制度上でNPOにその利用が不可能なものを一個でもいいから利用を可能にしていくという枠組みを広げていくということが求められています。それができると、融資なりビジネスのチャレンジでもNPOが今応募してもいいとなっていたりとか、そういうのが増えているんですよ。ですから、そういうのは一個ずつ検証して、可能なものはNPOに窓口を広げる。具体的にいうと、今言ったことくらいのことしか見直しはないと思うのですが、それでも全部をちゃんとやれば、ある程度の変化が起きるのではないかと思います。

櫻井委員

今の加藤委員さんのお話のとおりだと思うのですが、問題はそのやり方なんです。要は、活動促進室がやるのはやはり大変だと思うんです。これこそ、協働とか市民参加でやるべき内容なんですよ。「県民がそういっているわけですから」ということになるんですが。ですから、行革などについて県でどういう議論をされているか。委員会とかあるんですよ。そこではたぶん、補助・助成の話も出ているのかもしれませんが、せめてその見直しを行うためのまさに仕組みをこの促進室が声を上げてみる。これは、当局がやることについて室長さんが頭を抱えて難しいというのは当然で、それは行政内部では難しいです。これこそ市民参加でやっていかないとダメだということですね。それと、加藤委員がおっしゃるように、先ほどの説明のとおりだと思いますが、やはり先ほどの木村委員のパーセンテージの問題にしても、自立促進と今回掲げているわけですから、ある種、100%の特定団体の補助というのは完全に見直して公募ですし、そのパーセンテージも少しずつ8割、6割とか自立を促すような仕組みに全庁的に変えていくということがこの理念に合致するわけですから、そういった議論も含めて、議論する基盤というか仕組みくらいはこの何年間のうちに検討してみるということでもいいように思うのですが、そのあたりはまさに協働でやることに意味があるという問題だと思います。それと、やはりお金が一番大事なんですよ。支援・促進、行政とNPOとの関わりでは、やはり施設とお金は問題なので、ここはぜひ市民参加、協働で議論する仕組みというものを御検討いただきたいということです。

山田会長

全庁的に関わることに関しては、もちろん非常に難しい側面もあるので、県民との協働で変えていくような可能性をどこかに盛り込んでいかないと、部内だけでの問題にとどまってしまうので、少し工夫をしていただきたいというのが一点。

それからお金の問題。先ほど行革といわれたのですが、要するに、今進んでいる構造改革から進んだ地域再生プロジェクトみたいなものはそのへんの問題を取り扱っているわけですが、県ではどうしようもないのですか。国レベルだけの話なんですか。でも、あれは自治体から再編を提案して実現を勝ち取っていくわけですよ。だから、それは当然国レベルの補助金であろうと、ある意味では再編が可能な状況にあるのではないかと思うのですが。

青山NPO活動促進室長

全般的にはなかなか難しいです。例えば、国の制度では補助金適正化法という法律があって、実は補助金をもらって作った施設はなかなか他に転用できないという仕組みがその法律にあります。しかし、自治体レベルでそれぞれ転用したい事情があるわけです。そこを規制緩和してくれということで地域再生の中でできるようになり、申請すればできる仕組みになりつつあるので、それは、我が課でもいろいろ問題意識を持って、利用できるところは利用したいと思っています。また、行革一般の中で、当然宮城県でも行革についていろいろ議論していますが、我々が知る限りでは行革の中で補助金のあり方まで議論をするということまではまだ芽が出ていないと思います。課題だと思っていますので、重く受け止めたいと思います。

山田会長

表現が難しいかもしれませんが、少し先をにらんで全庁的な改革にも及ぶようなものに仕掛けをしておいていただければと思います。ということで、ここの表現は、可能であればもう一步踏み込むということでしょうか。また、先程からいわれている他部局に及ぶ改革は、またどこか可能なところでということ。それで、規制にかかわる文言をお願いして入れていただいたので、そういう意味では、今のような話が少し具体化できるのかなと思います。

他はいかがでしょうか。今の関連でも結構です。

大久保委員

どの部分に入れたらいいのか迷っているのですが、これは庁内の形になるのか分かりませんが、圏域のNPO支援をしていく時にとっても重要なポストになるのが、地方県にあるNPO担当部署みたいなところなんです。実は、そこが全然見えない状況になっていて、庁内の組織に関わるのかもしれませんが、今、二分化されていて、いわゆる窓口と、これはNPOでないかもしれないいいながらまちづくりの部署の地域振興班だったりしていますが、ここの役割がもう少し明確化していかないとその部署がそのような意味を持たない状況になって、これはダイレクトに市町村だけの話ではなくて、県庁以外の7つの地方振興事務所の担当部長が自覚をしてもらう部署がなければとても難しい状況だと思うのです。現在、プラザで事業展開をしています。そこがネックになっていたりします。どうしても部署と思われるところの上部組織は環境生活部ではありませんので、違った意識

がある。聞くところによると、環境生活部、あるいはプラザが招集した時の交通費が出ないとか、自分のところの仕事ではないという意識があったりして、不満が聞かれたりするんです。それは、我々がそこを拠点に展開したいとかあるいは相談したいというところになると、やはりそのような自覚がなかなかないということもあって難しい。これは、どこかで位置付けていけないといつまでも縦割りの中で外れていってしまうのではないかと思うんです。だから、NPOと行政とのパートナーシップを図る時に、庁内だけでなくとても重要な、地域での7つの拠点のあり方というのをもう少しどこかできちっと定めていかないと、いつまでも宙に浮いてしまう。例えば、石巻のように、とてもうまくいっているところもあるのですが、ひょっとしたら人が変わったらまた変わるかもしれないという状況がある中では、もう少しどこかで明文化して入れておく必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

渡邊環境生活部次長

大変重要な御指摘をいただいたと思います。今、地域振興事務所は、総務部の仕事としてNPOに関する情報の収集と提供ということが所掌事務として書かれているだけの状況です。なので、これをどのように拠点として強化していくかということについては、室としては課題と認識しているわけですが、この基本計画の6章の推進体制の部分には必ず書くつもりです。実は、今議論しているNPOとのパートナーシップの推進という章で、市町村とのパートナーシップというのがありますが、地方振興事務所のというのは書いていないわけです。それをどうしようかということについては、実は迷いはありました。そのへんを、どのようにこの計画の中で位置付けて強化するのかということについて、具体的な御提案をいただければ大変ありがたく思います。

青山NPO活動促進室長

皆さんのお手元に、基本計画の3章と4章の部分をお配りしていますが、今、次長が申しましたとおり、6章というのは、基本計画の推進のためにという推進体制整備的なものを書く部分になっています。簡単に申しますと、現行では大きな項目が二つあり、一つ目が促進委員会、二つ目が庁内機構に関するものということで、現行はその二つ目に宮城県総合計画の推進や本庁で行っている連絡調整会議、次に、地方県事務所。今は地方振興事務所ですが、そこにおけるNPO事業の推進という部分があり、まさに県として施策を進めるために必要な体制という位置づけです。次長が申しましたとおり、当然ここには出てくる話です。

いずれにしても県として整えなければいけない体制ですので、これは必ず記載しようかと思っています。

今の文章で良いのかは、また6章のところでお意見をいただきながら考えようと思っております。

大久保委員

具体的には、指定管理者に移行したとしてもNPOプラザが全県的に展開していく時に、どうしても地方県という拠点と連携していかなければ難しい状況になると思うんですね。なので、プラザの中での連携という時に、県のことを書かないということであれば、その

後のところで、県のところだけの位置づけとしてきちんと入れてもらう必要がありますが、地域連携機能のところでも中間支援センターとの連携など書いてあるのですが、事業を実施する時の市町村も含めて、中間支援センターの整備・促進に関係してくるのでしょうか。でも、整備・促進ではないですね。それでたぶん、いろいろなNPOも展開する時には、相談窓口はその地域の事務所に行くと思うんですね。そうすると、やはり最後のところで、いわゆる庁内を対象とした施策の中でそれが位置付けられるという話になるんですね。

青山NPO活動促進室長

県の中の話で、全県的には重要な観点ですし、むしろ県がきちんとやっていかなければならない話ですから、第6章に書くことだと思っています。

木村委員

石巻の例をとりますと、石巻の地域振興事務所が今回地域振興と産業振興が合わさり、一つの事務所になってしまって、今まで我々が頼りにしていたある方が、「私、NPOばかりできなくなっちゃったの」ということで、どちらかというとなんか産業振興の方の仕事がすごくいっぱい入ってしまい、なかなか相談に乗れないという話を伺いました。去年までいらっしゃった、もっと我々にいろいろ教えてくださっていた担当の方が本庁に異動になり、地方県に行っても、今は産業振興の方がメインで地域振興班もなくなってしまったために、相談に行っても誰も知らない。その、ある女性以外は誰一人、課長や部長すら分からないというのが今の石巻の状態です。ですので、今、大久保委員がおっしゃったように、地方県は訳が分からなくなった状態で、窓口はほとんどない。たぶん、今、理想としては本当はそこでやらねばならないのですが、その担当課長さんや部長さん方は、どちらかというとなんかNPOはシャットアウトという形になっていまして、市町村の方でなんとか窓口から繋いでいただいているというのが現実なんです。ですから、大久保さんがおっしゃった案件についてはぜひ、どこかに。もちろん6章には入れていただけたらと思うのですが、今考えていたのですが、入れていただくとするならば、できれば6ページの2)の各課・部局というところに、地方の部局のところを一言入れていただければいいのかなと思いました。

それと、これは質問でもあるのですが、5ページの4)の「地域におけるNPO活動拠点の整備・促進」の中で、遊休施設活用のガイドラインにより取り組みを促進ということで、貸し付けるとあるのですが、例えば石巻だったら、合同庁舎の中に地方県事務所がありますが、その空いている一室をNPOに貸し付けることも、今後あり得るのかということなんです。よくみんなで言っているのです。市の遊休施設があるのですが、今合併でぐしゃぐしゃしてまして、1市9町で今まで広域で地方県はやっていますが、今度、市としては2市1町という形になってしまうので、一番いいのは我々の中間支援的なこともその合庁の中でどこか一室お借りできればいいんだけどねという話が今ちらっと出ているものですから、そのように感じた次第です。この4)については、そのような意図もあって書かれているのであればありがたいなと思いました。

山田会長

今伺っていますと、地域におけるNPOの促進という部分がないような気がします。地

域の中での行政の役割，あるいは県の出先の役割あるいは地域企業の役割ということを考えていくと，一つ大きな部分が抜けているような気もするのですが，その点はいかがですか。

むしろ一つ，項目を立ち上げないと，今言われたことはどうも書きにくいのではないのでしょうか。どうでしょうか。

藤田副会長

そうしますと，ちょっと元に戻りますが，資料1の全県的な施策のところである「NPO活動の促進体制の整備に関する施策」のところに，1) 2) 3) と施策と事業がありますが，ここの4) に各圏域の直轄の県の地域振興事務所のNPOへの支援が入った方がよろしいのではないかと今話を聞いて私は思いました。

加藤委員

私が提案で書いたものからは，かなり中間支援組織への支援というものを落としたんですね。それで，連携や協働に入れてしまい，それだけがあまり際だつ必要はないのではないかというふうに書いたので，今，大久保さんに御指摘いただいたような地域活動についても，中間支援センターの整備・促進という書き方ではなくて，地域との連携によるNPO地域活動拠点の整備というような言い方で，支援センターも個別の団体の活動拠点についても考えていくと。これは拠点なんですけど，もう少し言えば，今提起されたことは，一番は地域振興班が産業班と合わさってしまった。それで，NPOの問題を総務部でやっていて，現実には担当者が一人いるという状態なんですかね。完全に一人が担当ということでもないんですね。1/2とか1/3というような片手間というのは，申し訳ないですが全体の事業の問題がありますからそれはしょうがない。そうすると，現実にはNPOの促進をするといっても地域振興班が一番地域の団体の促進という点では予算の出所は違いますが関係していて，本当は福祉だろうが何だろうが団体地域づくりだから，そこが面倒を見ているというのがポイントなんですけど，そこが弱くなっているという。しかも，それぞれ別だというふうに行政の担当者がかなり思っているという問題が大きくて，基本的にNPOの地域における促進というのは，そういう諸政策を統合して基盤整備を進めることだということ自体をきちんと書かないとダメなのではないのですか。つまり，行政の内部の問題なんですけど，認識のあり方をきちんと定義をしておくというのがあって，それは統合的にやると。地方振興事務所でこれがやれるかどうかというのはまさに県内部にそういう方針を出せるかどうかということなんですね。私たちとしては，少なくとも地方振興事務所で一定の権限を持って，NPOの促進というよりは市民の地域活動全体の促進について，何の部局の誰がやってもいいのですが，きちんと責任を持った体制を構築すべきだということがこの計画に何らかの形で入らないとかなり・・・それで，結局地域の間接支援組織との連携とか，中間支援センターの整備ということだけで，どうもそういったところから逃げているような感じがします。自前の方は，後で6章に書くという話になっているのですが，現実には，ここの施策は薄いことを，この書き方だと私は見えなくしているのではないのかなという気がして，私の案からは，あまりそこは表に出ないできちんとそういうことが言えるようにしたいなというつもりで，そのような提案をしています。

山田会長

そうしますと、これは基本方針1施策1の2)と3)に関わるところで、どちらかというところと各地の中間支援センターというよりは地域におけるNPO活動等の支援・促進ということで、この中に中間支援の話があってもいいかもしれない。むしろ、タイトルとしては、地域におけるNPOの支援・促進とし、その中で、地方における行政の役割も述べていただく。それで、6章の方では、さらに庁内体制でどうするという書き方をしたほうがいいかもしれません。

木村委員

先ほど佐々木委員もおっしゃっていた、難しく感じるというのはそこなんです。地方と仙台市との意識の格差というのがものすごく大きくて、仙台である程度情報収集ができるNPOの皆さんにはあまり理解できないかもしれませんが、石巻のNPOの人達が仙台まで出向いて情報収集するか、または、相談をするかということそうではなくて、我々も含めて結局は地方県事務所や市の窓口に行くほかがないんです。ただ、市は合併で忙しくて、それどころではないので、そういう状況の中で地方県事務所を頼りに行けば同じ扱い、若しくは担当者がお休みであれば門前払いという状況が、私どもの団体だけではなく、いろいろな団体が悩んでいるんです。たぶん、それは石巻がそうであれば、気仙沼も古川も近いものが出てきていると思うんです。だからこそ、今、基本的な考え方の中で、宮城県自体が仙台市を見るのではなく、あくまで地方を見てこれらの文言を作ってほしいんです。全県的なというのは書いてあり、理想には近いのですが、理想にほとんどっていないというのが地域の実情だと。だから、6ページに中間支援との連携とありますが、中間支援もまだひよこなんです。石巻でも、本当にまだ、理事一人一人が必死に勉強中であるという状況下の中で、文言がどんどん先立っていった時がちょっと怖いという気がします。本当は、もう当たり前やらなければならないのですが、少し、時々地方の情報を収集していただくと何か文章の中に出てくるのではないかと思います。そういうわけで、石巻市はその担当がいなくなった時点で、NPOの相談をする場合は仙台までこなければならぬとみんなが思っていると思いますので、そういう状況を把握していただきたいと思います。

山田会長

今回の見直しの一つの目玉として、地域・地方のNPOの支援・促進を強化するという視点でもう少しこの部分を厚くし、その中に中間支援センターの話があるという書き方をしたいかがでしょうか。

他にいかがでしょうか。

藤田委員

その他としまして、皆様の御意見を伺いたいと思いますが、私は多様な主体との連携に関するところで各種団体にこだわってしまっていて、意見を載せています。その理由ですが、ここに私は「各種団体への周知徹底」という一般的な書き方ではなく、農協や生協も載せたいというのが一つです。もう一つは、社協もNPOではありますが、このへんがこれからのNPOが自立していったり伸びていくことに関しては社協がネックだと思っています。

す。法人化しているところは、自立的・自発的に立ち上げて活発な動きをしていますが、底上げ的に地域密着型で動かすにはやはり社協の参加となっているボランティア団体ももう少し活性化するか自立しなければならないと思っています。

それで、そのへんを1行でも盛り込みたいなという思いがあるのですが、他の方の御意見を伺いたいと思います。

大久保委員

今の話と繋がるものではないかもしれませんが、実はボランティアを今回初めて入れてもらったと思っています。今までは、ボランティア団体というのは入っているのですが、相談・コーディネート機能の中にボランティアを希望する方や、これから市民活動を行おうとする方とNPOとのコーディネート云々と書いてありますが、所謂ボランティア団体ではなくてボランティア個人のつながりをするという意味のことが書いてあるのですが、これはどこに行ってもとても重要なことなんです。実は、NPOは福祉分野から、環境、国際協力など、多様な分野があるというのは皆さん御存じですが、これまでのボランティアの育成となると、すぐ、社会福祉の流れに行きます。ボランティア育成ということは、基本的には社協の仕事という形で全部事業が展開されています。しかし、社協のボランティア育成というものは、あくまでも、広げてはいても参加している実態、それから広報している実態を見ても、高齢者福祉あり障害者福祉といわゆる今までの一般的な福祉系のボランティア育成になっています。それを、NPOの中でこれから自立して行くに当たって、ボランティアの参加はとても大事なことで、これが、その団体がどうなっていくかという大きな要因になると思うのですが、そのボランティアを育成するところでの、環境とか国際協力とか、今まで社会福祉協議会が扱ってこなかったエリアのボランティアも当然育成されるべきですし、コーディネートされるべきだと思いますが、その部分がどこかで抜け落ちていると思います。今回、NPOを支援するための資金、もちろん、人材育成と言うところがありますが、人のところではボランティアというものもある程度の位置づけをしておかないと、支える人としての支援・促進に繋がらないと思いますので、今、どこに入れるかということと分からないのですが、今、社協の話が出たので、ボランティアの位置づけというものをぜひ入れていただきたいと思うのですが。

山田会長

先ほどの藤田委員の話は、各種団体の中で、もう少し具体的に挙げるべきものは挙げた方がいいだろうし、その中に農協や社協もあるだろうということです。ここでは公益団体と一括りにしているのですが、そこをもう少し配慮いただけないかということ。それから、大久保さんが言われたのは、もう少しボランティアの育成とかボランティアをどうしていくかということについて述べてもいいのではないかとということですよね。

大久保委員

ボランティアをコーディネートする機能をNPOプラザのところに書いてあるのですが、人材育成のところは、今まではどうしてもNPOの主たるスタッフのイメージだったのですが、そこにボランティアの育成も必要なのではないかとと思うのです。ボランティア育成が入ることで、ボランティア＝社会福祉課という位置づけではなく、NPOの方もき

ちんと位置付けられると思うのですか。

山田会長

もちろん、ボランティアはいろいろな分野に当然関わるわけですから、NPOを支えるボランティアに注目してその育成をという部分をどこかに入れたらどうかということですか。

加藤委員

ボランティアのマネジメントという形で に入れて、団体のボランティア育成能力を上げるという位置づけでいいのではないですか。

大久保委員

県庁がボランティアを育成するのではないとすると、では、社会福祉協議会が県からのお金でやっているということはどうなるのでしょうか。

加藤委員

それは、私の責任ではないのですが。私は基本的にはNPOの支援センターがボランティアの育成をすとか政策でやるということについては、あまりすべきではないのではないかとこのように思っています。ボランティア開発の機会を提供するというで、いいのではないのでしょうか。

山田会長

それについては、どこでどう表現したらよいのでしょうか。

加藤委員

4ページの人材育成の に、財務・経理、組織管理、情報発信と書いてあるのですが、本当は、マネジメント能力はこれらだけではなくて、事業計画、事業開発、ボランティアのマネジメントなどもう少し多様にあって、マネジメントというどうしても経理のことだけに見えるのですが、ここでボランティアのマネジメントということを入れて、少なくともそういうボランティアを自分たちが一緒に活動していく仲間を増やせる能力を人材育成のところに入れていいと思います。

もう一つは、あくまでもこれは県の計画ですので、県としてやれることとしては1ページの1の基盤整備機能の か のところで、基本的にはボランティアを希望する人に対する紹介・コーディネートを強く謳っておく。それを拡張解釈すれば、つまり、どんな予算でどのようなことをやるかというのが事業になるのですが、私どもでいうと、サポートセンターでボランティア大相談会みたいなことをやってNPOとボランティアの希望者をマッチングするというのを年に1～2回実施しているのですが、基本的にそういう種類のことや、Web上でそういうことをやるうとか。今、紹介されていますよね。大久保委員の感じとしては、基本的にはそういうことが強調されていけばいいのではないですか。

大久保委員

県が育成しているという話をしている時に、そうじゃないという話になった時に、あそこに全部集約されてしまうというところがあって、ボランティアがやっぱり大事なんだよねというのがNPOの中で出てきて、はいそれは社協ですということで事業がみな社協に行ってしまうということがとても納得いかないところに来ているので、NPOのところでもボランティア開発のところにも事業性があるというふうに、事業化ができるような位置づけにしておかないと、いつまで経っても予算がつかない。ボランティアは社協。NPOは事業みたいなことになってくると自体が、実は圏域の中でNPOじゃないボランティア団体がいっぱいいる根底にあると思うんですね。だから、ボランティアはとても大事な位置づけなんですけど、そこをもう少し入れていかないと、圏域の中でNPOというイメージを膨らませるときにボランティアとかけ離れてはいないというところのつながりが出てくるのではないかと思います。

それから、今、おっしゃっているのが、仙台圏もそうですが、私たちがやっている高校夏ボラなんて微妙なところでして、いろんなところに重なっているわけです。生涯学習だったり高校教育課だったり、社会福祉だったり、いろんなところに関わっているけれども、NPOと高校生のボランティアの出会いを提供しているわけですから、そういったものもNPOのスタンスでいくと全部カバーできるかなというところもあります。

山田会長

今、加藤委員が述べた2箇所ですら少し検討していただくということと、大久保委員にはまた全体を見ていただいて、ここでも少し述べておくべきではないかということがあれば再度提案していただくのがいいかと思います。先ほどの藤田委員の話はあれでいいのですか。

藤田委員

社協という名前をこういうところに出しにくいというのであれば引っ込めてもいいのですが。ただ、実際問題として、連携は必要で、これが既存の公益団体に入るけれども特に必要だということであれば、やはり名前はきちんと出した方がいいと思いますがいかがでしょうか。

青山NPO活動促進室長

既存の公益団体としての例示としては、社協は入れられるのではないかと思いますので、検討します。

渡邊環境生活部次長

地方におけるNPO活動の促進ということで、地方振興事務所の拠点性だけが語られましたが、保健福祉事務所や教育事務所も非常に重要な位置にありますので、そのへんもトータルに位置づけて行く必要があると思いました。

櫻井委員

今、次長がおっしゃった教育事務所、教育関係機関のところもあるのですが、要はボランティアのことも含めて、それは具体的な事業の中で論じることなのか、計画の中で論じられることなのかということで私は意見としては書かなかったのです。ただ、人材育成の部

分では、もう少し夢を語れるような内容があってもいいかな。例えば、宮城県の場合には、高校生向けの体験型のNPO講座がありましたよね。あのようなことをやっているところは本当に少ないのではないかなと思います。今、新しいキーワードでキャリアデザインという言葉があって、従来のキャリア形成というのは個人とか職業人などのキャリア形成なのですが、今言われているのは地域人としてのキャリア形成で、これは文科省などがかなり行っていて、私がいる県では結構先進的にそういう取り組みをやっているのですが、先進的といいながら、実際には教育行政がやれることには限界があって、講座を開いて終わりなんです。要は、地域に貢献する人材をどうやって育てるかという時に、間違いなく出てくるのがNPO支援とか促進のセクションとどのようにリンクしていくのかということは現実的な課題として出てくるんです。それは、NPOといわないまでも、ボランティアの育成であったり、もっといえば、地域にいる若い世代の人材の発掘みたいな。宮城県の場合は大学もあるし、高校はもちろんです。これから地域の人材として貢献していける若い世代をNPOの人材としてどう発掘していくかというあたりは、なんかこう、でもそれは具体的な事業なのかなというふうに思ったので意見としていわなかったのですが、これはこれから必ず課題として出てくるし、宮城県は高校も巻き込んで先駆的にやってきているのではないかということなんです。人材育成には、先ほどのボランティアのこととか、教育機関や生涯学習センターも含めた今の地方事務所を地域の若い世代の人材の発掘とか、そういったことを盛り込むことで夢があるのではないかということなんです。この人材育成のところは少し硬い感じがするので、そのあたりを検討してはどうかということです。申し上げないつもりでしたが、そのような議論になっているので。当然、県がやるわけではないので、4ページの のように、結局はNPOとか中間支援組織との連携の中で養成講座や企画をやっていくわけですから、県が直接的にやるわけではないのですがその目標とか中身として大学や学校、教育機関を巻き込んだ若年層、青年層の人材の発掘を書いたらいいのではないかということです。

武田みやぎNPOプラザ館長

高校に行つての講座は非常に評判が良く、文科省まで注目をされていて、そのへんについて説明をしてきたこともあります。

今、広瀬高校が文科省からモデル校として指定され、NPOとの連携という課題で勉強会を行っています。私もその委員になっていますが、実際に学校の中でどのように取り組んでいったらいいのか、どこまでやれるのかということになるとなかなか項目を挙げられないということが実態です。そういう迷うところに基本計画ではこんなことが考えられるということの一つ二つ挙げて、教育庁を引っ張っていくという手法もあるのかなと櫻井委員の話を聞いて思いました。具体的に盛り込んでいた方がいいと思います。

山田会長

私も、何らかの形で若年層からのこういう活動に促されるような環境づくりの部分があってもいいと思います。もし、皆さんに御異論がなければ、そういう文言を入れていただきたいと思います。もちろん、全ての年齢層が対象なのですが、子どもの頃からというようなこととかがあってもいい気がします。

木村委員

今度、11月にNPOプラザの高校生向けの教育支援を事業として行うのですが、やはり、大変大事なことだと思うんです。私の子どもが通う中学校でも、職業体験の中でNPOの体験というものを今回入れていただいたりしているのですが、今の小学生や中学生というのは、どうしても核家族で、おじいさんやおばあさんと一緒に住んでいなかったりするので、個人主義に走っているというところがすごくあるので、ぜひ、宮城県の計画の人材育成の中で青少年のボランティアな心を育めるようなそういうきっかけを一言入れていただくと、たぶん教育関係にも訴えかけることができると思いました。なお、藤田委員のおっしゃっていた各種団体のところですが、生協や農協などの文言は、私もああそうだなと思いますが、どうしても県のNPOの基準の中で、公益団体の外側の共益団体に入ってきているところがあるので、ここを横並びにするのはどうかなと思いつつも、でも大事なことだと思うので、どこか具体的なところでこの章でなくても入ってきてもいいかなと思いました。社協との連携のところでは、現実的な話をいえば、石巻では、普段はあまり関わりがないのです。非常に縦割りなところがあって、ボランティア協議会はボランティア協議会であって、そこと両方掛け持ちでNPOの方と登録しているところも多いのですが、石巻のNPO室に登録しているのは社会福祉の団体があるわけではないので、そのへんはうまく市民の方がわりと分かってきているというか、仕分けが少しできているような気もしました。そういった部分では、今後、連携はもちろんすごく大事なことだと思うのですが、ここに入れてしまうと少し福祉の部分が強くなってしまいうような気もしたので、念頭に置いているということでもいいのかなと思います。

山田会長

どういう表現をどこに入れるかということについて、今の点を配慮して御検討いただければと思います。他にはいかがでしょうか。

だいたいお気づきのところは御発言いただきましたでしょうか。それでは、今日出された御意見を踏まえて手を入れていただき、また皆さんにお示しいただくということにします。

では、第5章についてはこれくらいにしておきたいと思います。

菊地NPO活動促進室主任主査

今回、第5章の見直しということで、いろいろな御意見をいただきましたが、計画の見直しの流れにおいては次回、現行の第3章、4章、6章の見直しを行うこと担っています。それで、先ほどこちらからの御提案ということで、現行の3章と4章については一つにまとめた形にしたいと。要は、現行の第4章の部分を除外する形にするということになると、今日見直しをしていた第5章は第4章に繰り上がるということにもなるので、第3章については、基本的に第5章の中身について、基本的にこんな感じで展開していくという組み立ての部分がメインになるので、また、現行の第6章については、庁内体制の部分がありますので、次回の見直しをする第3章、4章、6章の部分につきましては、今までは各委員からの御意見を踏まえた上で事務局案を作成していましたが、今回は、最初に事務局案を作成し、電子メールで照会させていただき、意見を踏まえて次回の促進委員会に持っていきたいと考えていますが、作業の御提案ということで皆さんにお諮りしたいと思うので

すが、いかがでしょうか。

山田会長

旧3章、4章、6章の部分に関しては事務局で原案を作り、皆さんに見ていただくというやり方でいかがかということですが、これはよろしいですか。では、しっかり見ていただき発言していただくということでお願ひします。

加藤委員

既に報告されていたら申し訳ないのですが、1章と2章に関する進行状況についてはどうなりましたか。

菊地NPO活動促進室主任主査

1章2章につきましては、前回促進委員会で皆さんに意見をいただき、それらを踏まえた形で再度、事務局案を9月30日付けで電子メールで照会させていただいております。実は、それに対する意見を本日までにいただきたいとお願ひしていましたが、今後、その意見を踏まえた形で改めて事務局案を調製します。また、その調整したものを、また皆様にお示しして、御意見をいただくという形にしたいと思ひました。今日はこの場には出しておりません。

山田会長

まだ、1章、2章、5章も決着はついていないということです。
他に事務局から何かありませんか。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

基本計画とは全く別件で、事前のお断りもなく唐突な御説明になりますが、資料の5の平成17年度のNPO活動促進室の事業の方向性について、現時点での考え方等について御説明いたします。

来年度の事業の実施に向けては、そろそろ本格的な予算要求の時期に入るため、これからつめていかなければなりません。これまでの経緯を簡単に御説明します。県では、知事三役と各部局長からなる政策財政会議という会を設けており、その中で、次年度の県の政策全体の優先順位を定めていき、それに見合った予算配分をするというシステムをとっています。実は、前回8月に行われた政策・財政会議の中で、県の総合計画における施策レベルの検討が行われ、我々NPO活動促進室に関連する施策についても県の重点施策に選定されています。

次のステップとしては、10月20日と22日に次の政策・財政会議があるのですが、その中で、重点施策を構成する事業レベルの検討を行うという仕組みになっています。そこで、重点事業と選定されれば、県の政策的な予算が優先的に配分されるという仕組みになっています。それで、来年度の事業の構成に関する基本的な考え方として、依然として県の財政は厳しい状況にある中で、今お話ししたプロセスを経て、県全体として施策・事業の優先性をきちんと決めていこうという流れになっています。

そういうわけで、優先順位が高いものについては配分されますが、その他の事業等につ

いてはかなり徹底した歳出削減，予算の減額等が求められている状況にあります。当室としましては，このような予算編成の状況を踏まえてNPO活動の促進という施策目的の実現に関する有効性の検証というものを再度行い，ある程度事業の優先度を明確化した上で，効果・効率的な事業展開を図っていく必要があると考えています。

現時点での我々の考え方ですが，平成17年度に重点的に取り組むものとして4事業を挙げています。当然これ以外にも，NPOプラザの指定管理者制への移行や予算措置が伴わない協働促進・パートナーシップに関する取り組み等があります。もちろん，この4事業ではないのですが，そういった予算措置の伴う事業の中で主要なものとして御理解いただきたいと思います。

1番目が，みやぎNPOサポートローン事業で，これは17年度の新規事業として要求を考えています。この事業は，金融機関との連携によるNPO向けの短期融資制度です。これは，行政等からの委託金とか助成金，介護保険系のNPOであれば介護保険に伴う報酬等が支給される間の短期のつなぎ融資的なものを創設し，低利・無担保により資金貸し付けを行うことでNPOの自立的・継続的活動を一層促進しようということです。現在の制度では，一般の金融機関がNPOになかなか融資をしてくれないという状況があると思われまます。これについては，信用保証協会による機関保証の問題もあるわけですが，県と金融機関，具体的には東北労働金庫宮城県本部を想定していますが，そことの連携により，この制度を運営していきたいと考えています。

2番目以降は継続事業です。みやぎNPO夢ファンド事業は，昨年度，せんだい・みやぎNPOセンターと協働で開設させていただきました。これにつきましては，引き続き関係者の方々の御意見等をいただきながら，県内のNPO活動の基盤整備に資する資金支援を行っていきたいと思っています。

3番目は，プロジェクトMの県有遊休施設等の有効利用によるNPOの活動拠点づくり事業です。これは御案内のとおり，平成16年度，17年度の2カ年度のプロジェクトになっています。これにつきましては後ほどもう少し御説明したいと思いますが，今年度と来年度にいくつかの施設を実際に貸付けまで行いたいと考えています。併せて，県有遊休施設の利用に関するガイドラインを作成し，このプロジェクト終了後にも全庁的な事業が展開されるように促進していきたいと考えています。

4番目は，NPOマネジメント・サポート事業。これも継続です。これにつきましても，現に中間支援センター・エンパワーメント事業やNPOマネジメントセミナー事業，ゆるるさんとかせんだい・みやぎNPOセンターさんとの協働により講座を開設させていただいていますが，今年度の実施状況等を踏まえながら来年度さらに効果的な事業になるように推進していきたいと思っています。

以上，簡単ですが，来年度事業の方向性ということで御説明しました。

山田会長

この議事は，どういう扱いにすればいいでしょうか。今日，皆さんから御意見を伺うとか，了承をするとか。

佐藤NPO活動促進室班長

実際的には，今月から年内ぐらいにかけて予算編成の作業に入るわけですが，これは，

今日お示ししたペーパーでもありますので、もし、今日意見がいただければ、今後の事業の肉付け等に反映させていきたいと思えます。また、後ほどメール等で御意見をいただければ、可能な限り反映していきたいと思えます。

山田会長

現段階でご注文があればお出しいただきたいし、後日でも対応可能という話ですが、いかがでしょうか。

櫻井委員

夢ファンドの事業成果というか、これからというよりは現時点でどうなっているかという資料を出していただくと。要は、この事業は促進委員会で検討して、県の事業として行っているわけで、せんだい・みやぎさんと夢ファンドの運用委員会の中での議論というよりは、この委員会に出してもらうことで促進委員会の意義が見出されるかなということで、事業成果を次回あたりにお示しいただければと思えます。

青山NPO活動促進室長

5月に助成先が決定して、助成金を受けた各NPOが活動いただいていると思えます。1月に報告会を行いますので、その状況を見ながら促進委員会に御報告させていただければと思えます。どの団体が助成金を受けたかということについては、一度お配りしております。どういう活動をされているかについては、今まさに取り組んでいる最中ですので。

山田会長

それでは、これは御意見がありましたらメール等で出していただくことにしたいと思います。あとはございませんか。

青山NPO活動促進室長

それでは、4のその他についてですが、まず報告事項について簡単に御説明します。

みやぎNPOプラザの指定管理者制度導入の件についてです。これにつきましては、7月まで大変お忙しい中時間を割いて御議論をいただき、どうもありがとうございました。御意見を踏まえ、みやぎNPOプラザを指定管理者制度に移行するというところで作業を進めているところですが、現時点では9月議会に条例の改正条例と関係予算を提案し、議決されています。条例につきましては、資料6に新旧対照表を載せています。基本的に機能は従来どおりで、指定管理者制度に移行するための指定管理者が行う業務の範囲とか、指定管理者が利用料金を徴収して指定管理者の収入とする利用料金制度などを条例に盛り込む改正を行い、可決されています。

予算についてですが、実は、この指定管理は期間を決めて行うのですが、平成17年4月から3年の指定期間と考えており、その3年間相手に経費を支払う協定を今年度に結ぶ関係から、3年間の委託経費として1億6百万円を債務負担行為という形で9月議会に提案し、議決されています。

今後のスケジュールは資料7に示しております。条例の一部改正が議決されましたが、県としての公布が来週水曜日の20日になり、その日から指定管理団体の募集要項の配布

などを始めます。そして、12月3日に締め切り、選考し、12月下旬には指定管理者の候補を決定し、2月議会に諮り、指定管理者自体の議決をもらいます。その後、指定管理者と協定書の締結を行い、17年4月に移行するというスケジュールで考えているということをお報告します。

もう一点ですが、資料8に、県有施設借受団体の募集についてというものを提示しています。これは、先ほどの新規事業の説明にもありましたとおり、県有遊休施設をNPOに貸し出す事業の関係です。これまで、貸付基準や貸付施設について検討してきましたが、この度、今年度にコンペをする施設と貸付内容も決まりましたので、今週12日の火曜日から募集しています。幸町の学校校舎、岩沼市の警察署長庁舎、山元町の養護学校職員宿舎の3つの施設を利用するNPOから利用計画を募っているところです。これはコンペ方式で選考・決定したいと考えており、できれば来年4月から貸付が開始できるようにしたいと思っています。報告は以上です。

櫻井委員

この間、計画の見直し、指定管理者制度への移行、そして導入、来年度事業も含めて、かなり膨大なことをかなりの短期間で行うということで、我々委員も大変ですが当局ももちろん大変で、しかし、やっていかなければならないので、ぜひ、事前のまめな情報提供をお願いしたいというのが一点です。

また、それとの関連で、この指定管理者制度の導入に関してのスケジュールですが、先ほどの計画の中の議論にもあった運営協議会云々の話も含めて、説明会の段階までに運営協議会についてはつめる必要というのはないのでしょうか。つまり、タイムスケジュール的にはかなり短期間ですが、我々が1回ぐらいは往復して内容を詰めた上で公募・説明会という形になるのではないかと思うのですが。

青山NPO活動促進室長

運営協議会については、先ほどの御意見を踏まえて運んでいきたいと思っています。基本的な機能とどういうメンバーになるかということは、今日の議論でだいたい明らかになったと思いますし、募集の段階ではそういうことを示して、さらに細かいことはある程度指定管理者の自主性を踏まえながら決まってくものと思います。もし、よろしければ、今日の御議論を踏まえながら募集をさせていただき、さらにその後、皆さんから御注文があれば、最終的には指定管理者と協定を結ぶ際に反映させていきたいと思っています。

よろしいでしょうか。報告は以上です。

それでは、最後に次回の日程調整をさせていただきたいのですが、今回は、予定では3章、4章、6章が中心です。5章をどうするかは、作業の進捗状況を見ながら考えます。それで、今回はまた議会が11月と12月に入ってきますので、どうしてもそれを避けざるを得ないのですが、事前に山田会長とも日程について確認させていただいた結果、候補としては、11月26日の午前、または29日の午前なんですけど、皆さんの御都合はいかがですか。

日程について調整

青山NPO活動促進室長

それでは、11月22日の月曜日に決定させていただきます。正式な通知は後ほどお送りしますが、11月22日の午前10時からということで、仮押さえをお願いします。日程調整は以上です。

藤田副会長

長時間に渡り、みなさまどうもありがとうございました。白熱した論議が交わされ、これを受けていいものができるのではないかと期待しています。本当に今日はどうもありがとうございました。

事務局

以上を持ちまして、第5回宮城県民間非営利活動促進委員会を終了いたします。